

みんなの生活を支えています

国民年金

国民年金には、日本に住所のある20歳以上60歳未満の方全員が加入する必要があります。外国籍の方も加入する必要があります(中・長期在留の留学生を含む)。
国民年金に加入しなかったり、保険料を未納のままにしていると、将来の「老齢基礎年金」や、万一のときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が支給されない場合があります。所得が少ないなどで保険料の納付が難しい場合には、保険料の免除・猶予の制度をご利用ください。

●27年度の国民年金保険料

26年度よりも、月額で340円引き上げられます。
【定額保険料】月額1万5,590円
【付加込み保険料】月額1万5,990円
※付加年金…月額400円をプラスして納付すると、老齢基礎年金額が増やせます(増やせる金額は年額200円×付加込み保険料納付月数)。

●27年度の年金額(月額)

【老齢基礎年金】6万5,008円(満額の場合)
【障害基礎年金】1級…8万1,258円、2級…6万5,008円
【遺族基礎年金】6万5,008円
【障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額】第1子・第2子…1万8,708円、第3子以降…6,233円

ご存じですか 障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがなどで障害の状態になり、障害認定日(※)で障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。受給には、保険料を一定期間以上納めていることが必要です。

また、20歳前に初診日がある病気やけがにより障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当した場合、原則として、20歳から障害基礎年金が受給できます。本人に一定額以上の所得等がある場合は支給が制限されます。

※初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日

●障害年金受給等で保険料の法定免除を受けている方へ

26年4月から、障害基礎年金などを受給していることにより国民年金保険料の納付が免除になっている方は、区や年金事務所に申請すれば、法定免除期間であっても保険料が納付できるようになりました。

保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

★学生納付特例…在学中の保険料を社会人になってから納付できる制度です。学生で、本人の前年の所得が一定額以下の方が申請できます。申請手続きは毎年必要です。

★申請免除制度…学生以外で、本人だけでなく、配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除になります。

★若年者納付猶予…30歳未満で、世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※26年4月から、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって、保険料の免除申請ができるようになりました。申請期間に対応する前年の所得で審査するため、免除が承認されない場合もあります。

国民年金保険料後納制度のご利用を

27年9月までは、過去10年以内の保険料を納めることができます。保険料の納付には、事前に年金事務所への申請が必要です。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

引っ越しの季節です 届け出をお忘れなく

●国民年金加入者の3つの種別

- ▶第1号被保険者…自営業・自由業などの方とその配偶者、学生・アルバイトなどの方
- ▶第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金・共済組合の加入者)などの方
- ▶第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者		配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届け出は不要	第1号被保険者
	区内で転居した		
	海外から転入した	区医療保険年金課・特別出張所	
	海外へ転出するが国民年金保険料を納めたい	▶国内に協力者(親族)がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に協力者(親族)がいない方…新宿年金事務所	
	就職した	勤務先	第2号被保険者
第2号被保険者	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	退職した	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した 配偶者が65歳になった 扶養ではなくなった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

問合せ

- ◆国民年金資格の取得と喪失・保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273)4532
- ◆国民年金の給付の申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273)4338
- ◆国民年金の納付・厚生年金の申請等…新宿年金事務所(大久保2-12-1)☎(5285)8611
- ◆一般の年金相談…ねんきんダイヤル☎0570(05)1165
- ◆ねんきん定期便専用ダイヤル☎0570(058)555
- ◆東京都国民年金基金☎0120(65)4192(フリーダイヤル)・☎(5285)8800
- ◆日本年金機構ホームページ☎http://www.nenkin.go.jp/

区民のひろば

費用・申し込み
お問い合わせ

掲載行事は区の主催ではありません。各主催者に内容をよく確認の上、ご参加ください。
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064へ。

★催し・講座★

- ◆新宿区吹奏楽団定期演奏会 4月11日(出)午後3時30分～6時(午後3時開場)、新宿文化センターで。吹奏楽のための第3組曲「バレエの情景」坂本冬美メドレーほか。区立四谷小学校金管バンドも出演。☎無料。☎当日直接、会場へ。☎新宿区吹奏楽団・大津☎090(2244)6477
- ◆傾聴ボランティア講座「カウンセリングの基礎と人間関係を学ぶ」4月21日(火)午後1時～3時、東京ボランティア・市民活動センター(神楽河岸)で。傾聴から人との関わり方を学ぶ。講師は田中幸治・川崎いのちの電話副理事長。☎1,000円。☎電話で4月17日(金)まで。先着30名。☎平日午前10時30分～午後5時にNPO法人東京コミュニティカレッジ☎(5371)0743
- ◆音訳ボランティア養成講習会 5月～28年3月の第1・第3木曜日午後1時30分～3時30分、大久保3丁目付近で。視覚障害者のための「声の図書」づくり。4月24日(金)に説明会を開催。65歳未満対象。選考あり(15名)。☎初回のみ2,000円(テキスト代)。☎電話で4月23日(木)まで。☎東京ヘレン・ケラー協会点字図書館・堀江☎(3200)0987
- ★サークル紹介・会員募集★
- ◆英会話 月2回日曜日午後1時～3時、大久保地域センターで。講師の指導あり。

ター(神楽河岸)で。傾聴から人との関わり方を学ぶ。講師は田中幸治・川崎いのちの電話副理事長。☎1,000円。☎電話で4月17日(金)まで。先着30名。☎平日午前10時30分～午後5時にNPO法人東京コミュニティカレッジ☎(5371)0743

初心者歓迎。☎月2,500円。☎おもしろい生きた英会話・松本☎(3235)6161

- ◆史跡めぐり 原則として毎月第2日曜日午前9時30分から3時間程度。区内、首都圏の文化財、史跡等を散策。☎入会金1,000円・年5,000円。☎新宿区史跡めぐりの会・芳川☎(3203)3137
- ◆詩吟 月3回午後5時30分～8時、角筈地域センターで。☎入会金3,000円・月4,000円。☎小林快川吟詠会・和田☎080(5657)8221
- ◆俳句 毎月第1水曜日午後1時～4時、俳句文学館(百人町3)で。初心者歓迎。☎1回1,500円。☎遠矢俳句会・檜☎(3952)3131
- ◆絵手紙 毎月第2木曜日午後1時～3時、北新宿生涯学習館で。筆で書く絵手紙。基礎から指導。☎月2,000円。☎絵手紙なづなの会・平田☎(3395)5151

27年度の食品衛生監視指導計画を策定しました

区では食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定しています。今回は、27年度の計画の概要をお知らせします。策定に当たっては、区民の方からお寄せいただいたご意見を参考にしました。

27年度の重点事項

- 食肉の生食、加熱不足による食中毒対策
生食肉を提供している施設を重点的に指導するとともに、飲食店に啓発チラシを配布し、生や加熱不十分の料理の提供を控えるよう厳重に指導します。
- ノロウイルス食中毒対策
保育園、学校、高齢者福祉施設を中心に指導するほか、ホテル、宴会場、集団給食施設、カキ等二枚貝の取扱い施設を重点的に監視指導します。
- 輸入食品対策
輸入食品の安全性を確保するため、食品添加物・残留農薬等の検査や、遺伝子組み換え検査を実施します。また、輸入者や販売業者に、適正な食品表示を徹底するよう監視指導します。

計画の目的

27年度に区が重点的に実施する監視指導事業を定め、効果的・効果的な監視指導を実施することで、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止します。また、区民の皆さんや食品等事業者